

# もし、空き家になってしまったら

## 空き家になってしまった場合、所有者ができること

- 所有する  
適正管理が必要となり、維持管理費や固定資産税の負担が発生します。
- 利活用する  
賃貸、売買することで負担の軽減となります。
- 取り壊す  
解体費用が発生しますが、適正管理や維持管理費用が不要となります。

## 空き家を放置することによる周辺への悪影響

- ご近所への迷惑  
雑草等が生い茂る、害虫や鳥獣などの住処になってしまい、トラブルの原因となります。
- 生活環境への悪影響  
不審者の侵入被害、火災の発生などの不安感が高まるなど、防災、防犯、衛生、景観などで悪影響を及ぼす恐れがあります。
- 思わぬ事故への責任  
空き家を放置し、他人に被害を与えた場合、**所有者や管理者の責任となり、損害賠償を問われる場合があります。**

## 空き家の適正な管理方法

もし空き家になってしまった場合、周辺へ悪影響を及ぼさないために適正管理が大切です。まずはできることから始めてみましょう。

- 郵便受けの整理  
郵便物がたまっていると空き家であることが知られてしまい、不審者の侵入や放火などの危険があります。郵便の転送手続きや、定期的な片付けをしましょう。
- 水を定期的に流す  
排水管などからの悪臭を防ぐため、台所やトイレ、洗面所などの水を流しましょう。
- 部屋の換気  
空き家は湿気がたまりやすく、カビが発生しやすいため、部屋だけではなく、浴室やトイレ、押入なども定期的に換気しましょう。
- 草木や雑草の処理  
草木を放置しておく、枝が隣家の敷地へ入ってしまう、害虫が発生する原因となってしまいます。特に夏場は草木の成長が早いので、こまめに処理をしましょう。

## 空き家解体促進費補助事業

市では安全で快適な住環境の確保と改善を図るため、空き家の解体費用に対して補助金の交付を行っております。

### 【対象空き家】

- 次のすべてに該当する空き家
- (1)市内にある1年以上使用されていない空き家であること。
  - (2)延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
  - (3)個人が所有する木造住宅であること。
  - (4)住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当すること。
- (※建物や設備の損傷が著しく、居住の用に供することが不適当なもの)

### 【対象工事】

上記の空き家をすべて解体する工事

### 【対象者】

対象となる空き家の所有者  
(※共有である場合、共有者全員の同意を得ていること)

### 【補助金額】

解体工事に係る費用の80%(上限20万円まで)

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387